

社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会

第1回(8/5)～第5回(11/6)における委員等から出された主な議論

(目次)

1 保育対象範囲について

○ 保育対象範囲を検討する基本的な考え方	4
○ 具体的な保育対象範囲	4
○ 保護者の就労を要件とする場合について	5

2 保育利用までの具体的な流れについて

① 利用者が市町村に認定の申請	6
② 市町村が認定	7
③ 利用者が保育所等に申込み	
③ -1 利用保育所等が決まる時期	7
③ -2 需要が供給を上回っている場合の市町村の認定	8
③ -3 供給が需要を上回っている場合の市町村の認定	8
③ -4 休日・早朝・夜間就労等である場合の利用支援	9
③ -5 希望する保育サービスの利用開始までの間の保育保障	9
④ 保育所等が受入れについて決定(選考)	9
⑤ 利用者と保育所等との公的保育契約	10

3 優先的に利用確保されるべき子どもについて

- 優先的に利用確保すべき子どもに対する保育保障の具体的な仕組み 11
- 虐待事例の子ども 12
- 母子家庭及び父子家庭の子ども 13
- 市町村が個別に判断する類型 13
- 優先的に利用確保されない子どもの保育利用に対する「何らかの順位付け」について 13

4 利用保障の範囲について

- 3歳未満の子どもの場合 14
- 3歳以上の子どもの場合 16

5 その他の受入れ決定（選考）における論点について

- 弟妹の育児取得に際しての兄姉の取扱い 17
- 障害児について 17

6 保育に関する費用保障（給付）の仕組みについて

- 利用者に対する費用保障（給付） 18
- 保育所等による法定代理受領 20
- 保育料の納付 21

7 利用者負担のあり方について

○ 利用者負担のあり方	2 2
○ 標準的な利用保障の範囲の区分に応じた利用者負担のあり方	2 3
○ 標準的な利用保障の範囲を超えて保育サービスを利用する場合の利用者負担のあり方	2 4
○ 多様なサービスメニューに応じた利用者負担のあり方	2 5

8 保育の質の向上について

○ 保育の質を支える要素	2 5
○ 面積基準	2 6
○ 職員配置基準	2 7
○ 地方分権	2 7
○ 多様な保育サービスにおける最低基準	2 9
○ 保育内容	2 9
○ 保育士の位置付け	3 0
○ 保育士の量・質の確保、計画的な養成	3 0
○ 指導監督	3 3
○ 評価等	3 3
○ 家庭、地域、小学校等との連携による評価のあり方	3 4
○ 情報公表	3 4

1 保育対象範囲について

項目	論点及び意見
○ 保育対象範囲を検討する基本的な考え方	<p>◆ 子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する観点から、保育ニーズ（一時預かりニーズを含む）について、すべての子どもを念頭に置いた保障の在り方を考える必要。</p> <p>○ 育児休業、両立支援としての保育の保障、幼児教育の保障といったように、子どもの発達段階に応じて、どのような社会的支援が必要なのか、仕分けする必要がある。</p> <p>○ 国が、子どもの保育利用の保障（権利）の対象範囲と判断基準を設定し、市町村にその責任のもとに保育を提供する義務を課すことが必要である。</p> <p>○ すべての必要とする子どもに保育を保障する公的保育という観点から、（現行制度で認められている）自由契約児のような例外規定はなくすべき。</p> <p>◆ 短時間勤務の者の増加、夜間・休日等働き方の多様化などの中、ライフステージを通じた安心した子育てといった観点から、深化・多様化する保育需要に対応した柔軟な保育の保障が必要。</p> <p>◆ フルの通常保育の利用か、限定されたサービス量の一時預かりを除いてはサービス保障のない現状を見直し、必要性に応じたサービスの利用が可能となるようにしていく必要。</p> <p>○ どの市町村でも概ね現行の制度であると、4時間以上働いている方を保育の欠ける要件としているが、新たな制度においても一定の線引き、基準を決めないと、市町村の窓口での課題があるのではないか。</p>
○ 具体的な保育対象範囲	<p>◆ 多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応するため、「昼間労働」「常態」という要件は不要ではないか。</p> <p>○ 必要な環境整備を行うとしても、健やかな子どもの成長発達を考えると、「昼間の保育」を基本原則とすべきであり、働き方の見直し等も含め子育て支援を社会全体として推進することが必要。</p> <p>◆ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用の場合、一時預かりとして保障。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かりは、保護者の視点から言えば一時預かりになるが、子どもの発達保障という視点から言えば、基本保育。 ○ すべての子どもに一定時間の保育を保障するという視点で考えていくと、専業主婦家庭だけでなく、病棟保育や超重症児、難病の子どもたちなどに対する訪問保育もこの制度の中で保障していく視点が必要。
<p>○ 保護者の就労を要件とする場合について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認可保育所の開所日数、開所時間に応じた保障の仕方から、子ども毎に必要性に応じた保障の仕組みとすることで、「休日」「早朝・夜間」などのニーズには対応しやすい仕組みとする。 ○ 保育所は集団保育の場であり、保育所の運営確保のために開所日数・開所時間の設定は不可欠。 ◆ 今後需要の大幅な拡充が見込まれる短時間勤務等の場合については、現行制度でも特定保育・一時保育の給付メニューも活用しながら、認可保育所による受入れで可能な限り対応。現行では対応しきれていないニーズについても、利用者の意向を踏まえながら、認可保育所における対応を拡大するとともに、多様な給付メニュー（受け皿）を制度的に考える必要。 ○ 短時間勤務の増加や多様な働き方への保育保障としては、今の特定保育はどちらかというと中途半端な格好のため、通常保育と一時預かりを充実させていくべき。 ○ 短時間就労者や求職者の需要を、保育所保育や一時保育などで受入れることが可能なように、質の確保された量的整備と体制強化を財源確保のもとに市町村に課し実現させるべき。 ◆ 「求職中」「就学」について、育児が一段落した後の円滑な再就職など、安心して求職活動ができるよう、保育の保障をしていく必要。その際、保育の実施期間等の具体的仕組みを検討していく必要。 ○ 就労支援策の中に保育サービスの提供も組み入れていくという視点からも制度を検討していくべき。 ◆ 在宅就労、自営業、農林水産業等の多様な働き方についても、ニーズに応じた保育保障の仕組みを考える必要。

2 保育利用までの具体的な流れについて

項目	論点及び意見
<p>① 利用者が市町村に認定の申請</p>	<p>◆ 市町村は、利用者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 保育の仕組み及び地域における保育所等の状況（保育所等の基本情報、対応できるサービスメニュー等）等を分かりやすく情報提供 ii) 利用者のニーズに応じ、認定申請や保育所等の申込みに関する相談支援 <p>○ 保育所保育を利用できなかった場合、急な休日出勤、夜までの残業などの場合に、相談できるコーディネート機能が必要ではないか。市町村職員ができない場合は、委託のような形で市町村が責任を持ち、民間の資源を活用できる仕組みが必要。</p> <p>○ 「利用者が市町村に認定の申請」を行う場合、空き状況や入所の優先性や選考のルール、契約書のひな形、保育サービス利用までの代替・補完サービスの内容などを分かりやすく提供するワンストップ・サービスを行う必要。また、利用者からの相談に適切に応じられるよう、ファミリー・ソーシャル・ワーカーの役割を果たせる専門スタッフの配置も必要。</p> <p>○ これだけ大掛かりなサービスを提供し、虐待対応の端緒にもなるので、コーディネート機能は強化してほしい。</p> <p>○ 子どもの視点に立ったコーディネート機能が必要。</p> <p>○ コーディネーターにはアセスメントの専門知識と、地域内の保育資源・サービスの情報および判断するための権限をもたせること。</p> <p>○ 選考に漏れた場合の苦情解決なり、申し立てができるような機関の設置が必要。</p> <p>○ 市町村等は、保護者側の情報不足等に適切な相談支援を行うことが必要。</p> <p>○ 子ども施策についてもケア・マネジメントの手法を考えていくことが必要。</p> <p>○ 主体である子どもにとっての保育の必要性や、保護者の心身の状態、生活上の課題、就労等の条件から総合的に市町村が保育利用を判断する仕組みが必要。市町村単位に子育て支援コーディネーター等を配置し、妊娠期から相談できる体制と関係づくりを保育所等において担う仕組みが必要。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の議論が将来ほぼ待機児童がないという姿を議論すると考えると、あまり過重な仕組みを作ることは慎重に判断すべき。 ○ 保育利用希望申請については、行政又は施設を通じ提出し、量的把握は市町村が行う。 ◆ 利用者が市町村に保育認定を申請するに際しては、例えば、就労時間や勤務時間等について事業主等が証明する書類を申請書に添付することにより、就労等の状況を確認。
<p>② 市町村が認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保育対象範囲」に基づいて、市町村が保育の必要性・量、優先性について認定。 ◆ 当該認定において同時に、保育料の負担区分（例えば、低所得者への配慮を行う場合に低所得者の区分に該当する旨の確認）も決定する必要。 ◆ 認定後、市町村は認定者の保育の実際の利用状況を把握（実際に保育の利用に至ったか、優先すべき子どもの利用が確保されているかを含む）し、待機児童に係る情報（各保育所等の定員充足状況等）の開示を行う。 ○ 公的保育を受ける「地位」は権利であるとともに義務でもあり、与えられた義務を子どものために行使しない場合の対応や返上等についての取り決めが必要。 ◆ 定期的な就労等の状況の確認、事情が変更となった場合の利用者側からの申出等の仕組みを考える必要。
<p>③ 利用者が保育所等に申込み</p> <p>③ -1. 利用保育所等が決まる時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前に保育が必要となることが予測できる場合の対応としては、保育所等を利用できることが就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用保育所等が決まるようにすべきではないか。(例①4月入所の場合、②育休明けの場合) ○ 地元では、産前産後休暇・育児休業明けの予約制度は既に行っているが、予約が入ると、枠だけ取っておいて運営費が入らないという状況で現場はやっている。 ○ できるだけ早期に利用保育所が決まることが望ましい。ただし、必要性の高い利用者が急遽申し込んできた場合のために、定員とは別に受け入れ枠の確保が必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産前産後休暇・育児休業明けの予約と、転入してすぐにフルタイムで働きたい者との優先度については議論がある。 ○ 保護者、子どもの双方の負担に配慮した手続きとするには、妊娠期の早期から申請登録制を導入すべき。 <p>◆ 同居親族の常時介護等により、随時保育が必要になる場合にも、その都度、保育の利用開始が可能となる必要がある。</p>
<p>③ -2 需要が供給が上回っている場合の市町村の認定</p>	<p>◆ (対応イメージ例1) 利用者が第一希望の保育所等に直接利用の申込みを行う際、申請書類に第二希望以降の保育所等も記載する仕組み(複数の第一希望保育所等に利用申込みを行うことは禁ずる)。</p> <p>(対応イメージ例2) 利用者が優先順位を付した複数の希望する保育所等を記載した申請書類を、市町村又は市町村が関与した連絡協議会に申し込む仕組み。 → 市町村(又は連絡協議会)は保育所等を例2の利用者に斡旋。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育利用までの具体的な流れでは、可能な限りワンストップの方が良い。ただし、市町村が斡旋することを中心にするると、現行で保護者が持つ不満がそのまま新しい制度でも発生するので、コーディネーターの整備や決定経緯の説明などが重要。 ○ 「利用調整」は、待機児童のいる地域には必要であり、第三者を含む選考委員会によって利用調整を行う。利用調整については、法制度上、市町村の責任として位置付ける。 ○ 連絡協議会は個人情報扱う性質上、非公開にせざるを得ない。透明性や公平性の確保が、委員の中で議論の内容が公開しづらいという側面がある。 ○ とくに需要が供給を上回っている地域においては、保護者が選択し直接申込み仕組みは、複数施設に出向き申込みをするという負担がある。また真に必要な保護者と子どもが排除されたり、申込みが特定の保育所に集中して利用できない問題が懸念される。さらに保育所間の不適切な過当競争も生じる懸念がある。
<p>③ -3 供給が需要を上回って</p>	<p>◆ 供給が需要を上回っている場合は、次のような仕組みで対応できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 利用者が利用を希望する保育所等を検討し、保育所等に直接利用を申し込む。 ii) 個別の保育所等によっては、希望者が定員を上回ることも想定される。その際、(対応イメージ例1)と同様に、

<p>いる場合の市町村の認定</p>	<p>申請書類に第二希望以降の保育所等を記載する仕組みを組み合わせることも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 供給が需要を上回る地域であっても、とくに保育を必要とする子どもが排除されないよう、市町村が行動計画の下、優先受入れ等の調整をする仕組みが必要。
<p>③ -4 休日・早朝・夜間就労者等である場合の利用支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者が休日・早朝・夜間就労等である場合等は、現実の受け皿に限られる可能性もあり、一定程度の利用支援が必要となる可能性もある。 ○ 夜間保育等は、子どもの育ちにもとづいた適切な判断が必要。また、その運営形態と体制等の条件整備が必要。
<p>③ -5 希望する保育サービスの利用開始までの間の保育保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村に課される質の確保された公的保育の提供体制確保責務の一環として、希望する保育サービスの利用開始までの間は、市町村の多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにする必要がある。 ○ 認可保育所による保育サービスが今後とも中心的な役割を果たすことは当然だが、それに加えて認可保育所だけではカバーしきれない多様なニーズが存在する。 ○ 現在の児童福祉法第 24 条の但し書き条項と同様で市町村が整備を図らなくてもよいとの理由となる可能性がある。市町村の公的責任として、必要とする人のための質の確保された量を整備する義務があることを法に明確に規定すべき。
<p>④ 保育所等が受入れについて決定（選考）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所等は、虐待事例など優先受入義務のあるケースについて、まず受け入れた上で、希望者が定員を上回る場合のために、あらかじめ受入れ決定（選考）の客観的な基準を定め、実際の受入れ結果等も公表するような仕組みが必要。このことにより、受入れ決定（選考）の公平・公正な実施を担保する。 ○ 大きな制度改革に、国民全体から理解と支援を得ていく必要があり、受入れ結果の公表の点で、公平できちんとした透明性の確保されたシステムで運営されていることを示していく必要がある。 ○ 保育園側が入所決定をするという原則になるとすれば、公平・公正な選考ということで、年度中途の場合はまだ何とかなると思うが、4月1日の入所の判断が現場で可能なのか不安である。 ○ 利用者の混乱を招かないために、市町村の責任において、受入れ先を判断し、調整することが必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受け入れ決定の客観的な基準は保育所が定めるものではなく、市町村がその責任において示すべきである。 ○ 保育所において申請を受けつけるにあたっては、保育所の事務職員体制の基盤整備が必要。 ○ 募集・入所関係の事務（利用希望者の園の説明、受付、整理、入所の選択、保育料の徴収等）はちょうど年度末のまとめ、次年度の計画等もっとも多忙な時期にあたり、物理的事務的負担は非常に困難である。事務職員の増員、正規職員により可能になる。 ○ 市町村が関与せずに、保護者と保育所の二者間での申請・選考では、双方に課題が生じる。 ○ 保護者と保育所との申込み・決定は集中や排除等の問題を引き起こす。市町村の責任のもとに連絡協議会など調整機関をおき、コーディネーター等がアセスメントをできる仕組みとするべき。 <p>◆ 受入れ体制が限られる場合（休日・早朝・夜間就労等）について、適切に受け入れられるような受入れ決定（選考）の仕組みが必要。</p> <p>◆ 兄弟が既に利用している場合、兄弟姉妹が同時に利用を希望している場合について、保育所等が優先して受け入れることは、公正な受入れ決定（選考）と言えるのではないか。</p>
<p>⑤ 利用者と保育所等との公的保育契約</p>	<p>◆ 市町村による公的関与の一つとして、契約内容（保育時間、保育料等）を記載した契約書のひな型を市町村が作成するなどの支援が考えられる。</p> <p>◆ 市町村は、利用者及び保育所等に対し、公的保育契約の適正な履行に関して指導・助言することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の公的関与を担保するためには保護者・利用者と保育所との公的保育契約だけでなく、市町村と利用者である保護者との契約、市町村と保育所との三者の公的契約制度が不可欠。 ○ 現行制度では市町村と利用者との関係は契約ではなく、措置と同じだというのが法律家の共通の理解。今は利用者の申込みを受けて、市町村がどの保育所に入るかを決定し、いわば保育所を特定した保育のサービスの受給資格を認定して、書面を渡している。事務局案で変わるところは、保育のニーズと必要な保育が受けられることを認定して、書面を渡す点だけ。根本的にもものすごく今と変わるということは、必ずしもない。公定価格の設定の仕方をどうするか

	<p>ということが結局、一番のポイント。</p> <p>○ 当事者同士の公的な契約である一方、利用者・当事者は子どもである。子どもの利益にならないことを保護者が選択することがないような仕組みが必要。</p> <p>◆ 市町村が認定を受けた子どもが保育所等を利用できたのか、虐待事例等の優先的に利用確保されるべき子どもが保育所等を利用できたのか、把握することができるようにするため、保育所等は利用者と公的保育契約を締結した後、市町村にその旨を報告する仕組みが考えられる。</p>
--	--

3 優先的に利用確保されるべき子どもについて

項目	論点及び意見
○ 優先的に利用確保すべき子どもに対する保育保障の具体的な仕組み	<p>◆ 優先的に利用確保すべき子どもに対して、保育を保障する具体的な仕組みとして、次のような複数の類型が考えられる。</p> <p>① 市町村が優先的に利用確保すべき子どもを認定するとともに、受け入れ可能な保育所等を斡旋。斡旋を受けた保育所等は、優先受入義務を踏まえて、定員の弾力化の活用等により当該子どもを受け入れる仕組み</p> <p>② 各保育所等それぞれの状況を踏まえつつ、各保育所等に優先的に利用確保すべき子どものための一定の枠を設け、随時、優先的に利用確保すべき子どもが新たに利用できるよう、当該枠はそれ以外の子どもが活用できないようにする仕組み（必要に応じ、市町村は保育所等を斡旋→保育所等は優先受入義務を踏まえ受入れ）</p> <p>③ 保育所等があらかじめ定める受入れ決定（選考）の客観的な基準において「何らかの順位付け」を行う際、優先的に利用確保すべき子どもについては高順位として取り扱う仕組み</p> <p>市町村は、保育所等があらかじめ定める受入れ決定（選考）の客観的な基準において、優先的に利用確保すべき子どもについて「何らかの順位付け」を行うべき旨を規定したガイドラインを示す。</p> <p>○ 緊急の必要性が高い子どもたちが申し込んできたときに、定員とは別枠で優先的に利用する人たちの受入れ枠を確保する必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予め優先すべき子どもと保護者の受入れ先を具体化するために、行政が保護者と保育所の調整等を担保する仕組みが必要。 ○ 優先的に利用確保されるべき子どもに対する保育の確保について、各保育園側の体制も重要。要望に応じすぐに体制を調整をすることは難しく、各保育所ごとでみれば一定の限界があるため、対象者数によっては対応は困難。こうした場合に、地方自治体が責任を持って（セーフティーネットとして）受け入れ確保について調整することも必要。 ○ 一部の保育所にとくに支援が必要な家庭が集中しないような配慮が必要。 ○ 市町村が保育所等を斡旋した場合、受け入れ側の保育所等は定員の弾力化を活用して受け入れることを基本にすべき（初めから定員の一定割合を空けておく場合は、職員配置など保育所等の運営に対する支援措置を講じることが必要）。 ○ 「ひとり親や虐待、障害等の課題」等については優先入所を法律及び政令等で規定する。 ○ 利用申請者の優先度については、応諾義務を法的に明記する。
<p>○ 虐待事例の子ども</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待事例の子どもについては、児童虐待防止の観点から、速やかに、かつ、確実に保育所等を利用できるようにすべきであり、「①」の類型を基本に考えることが適切ではないか。 ○ 虐待事例について、利用勧奨と児童養護施設への措置の間に、保育についての措置を復活させることを検討すべき。 ○ 虐待事例については、要保護児童対策地域協議会という機関がコーディネート的な役割を果たしている状況。また、児童相談所から一筆入れてもらうことで、実際には制限をかけている。 ○ 虐待事例は市町村がどこの保育園に入るかの斡旋・決定までしていくべき。虐待の子どもは保護者や子どもへのケアが非常に重要なため、何人も同じ保育園というところは調整する必要。 ○ 斡旋だけではなく、保護者に対して利用を勧奨する、勧告するという仕組みもしっかりと担保しておくことが大事。 ○ 虐待事例の場合、民生・主任児童委員や乳児家庭全戸訪問事業などとも連携しつつ、社会的養護の視点も踏まえて、何らかの措置的な対応を検討する必要。 ○ 社会的養護の関係機関との連携と適切な判断による利用、さらにソーシャルワークができる保育士等の配置が必要。十分なケースカンファレンスの体制整備が必要。

○ 母子家庭及び父子家庭の子ども	<p>◆ 「①」及び「②」の類型の優先の効果が非常に強いことを踏まえれば、「③」の類型を基本に考えることが適切ではないか。</p> <p>○ 例えばダブルワークは多分就労証明に入っていないなど、いろいろなところで負担を持っていることを勘案した上で、ひとり親家庭の人たちの優先順位を考えることが必要。</p>
○ 市町村が個別に判断する類型	<p>◆ 虐待事例又は母子家庭及び父子家庭に準じて、家庭や地域の実情に応じ、優先的に利用確保する仕組みを活用することが適当な事例も想定され得ることから、市町村が個別に判断できる類型もあった方が良くはないか。この場合、市町村が個別に判断することにより、「①」～「③」の類型を活用することが考えられる。</p>
○ 優先的に利用確保されない子どもの保育利用に対する「何らかの順位付け」について	<p>◆ 需要が供給を上回っている場合においては、市町村が認定する優先的に利用確保すべき子ども以外の子どもについて考えると、利用者が様々な事情を有することを踏まえれば、保育所等の受入れ決定（選考）の段階で、「何らかの順位付け」を行うことが適当かどうか。仮に「何らかの順位付け」を行う場合は、詳細な順位決定は行わず、大括りの制度にすることが適当ではないか（例えば、フルタイム勤務者の子どもと短時間勤務者の子ども）。</p> <p>○ 短時間勤務労働者の保育利用はぜひ実現したいが、なかなかフルタイム労働がない現実に鑑み、パートタイム労働者でもフルタイムと同じぐらいの優先順位で利用できるような配慮が必要。</p> <p>○ 今回の議論が将来ほぼ待機児童がないという姿を議論すると考えると、あまり過重な仕組みを作ることは慎重に判断すべき。（再掲）</p> <p>○ 「何らかの順位付け」については、需要が供給を上回っている場合、国が順位付けに関する指針を示した上で、市町村が具体的なガイドラインを作成し、個々の保育所等が実際の基準を定めることが求められる。その際、希望する保育所に入所できなかった利用者に対して、何らかの代替措置や不服申し立てを可能とすることを検討することが必要。</p> <p>○ 優先的に利用確保されない子どもの保育利用については、順位付けが必要。細かく基準を決めておかないと、保護者からの苦情の際に説明がしづらい。</p> <p>○ 「何らかの順位付け」については、待機になる場合も、第一希望以外の保育所に入る場合も、利用者への選考の結果の公表の観点から必要。</p> <p>○ 低所得世帯、障害児については、不適切な選別がないよう公正な選考を保障するため必要に応じて第三者を含めたコ</p>

	<p>ーディネート機能（入所選考委員会）を設ける。選考について公表を義務化する。</p> <p>◆ 仮に「何らかの順位付け」を行うとしたなあ、市町村は地域の実情を勘案し、保育所等の受入れ決定（選考）の客観的な基準における「何らかの順位付け」に関するガイドラインを示す対応が考えられる。</p> <p>① 保育所等が受入れ決定（選考）を行う場合、保育所等においては、あらかじめ当該ガイドラインに則った客観的な基準を定め、実際の受入れ結果等を公表する仕組みを設ける</p> <p>② 市町村又は市町村が関与した連絡協議会が利用者に対し保育所等を斡旋する場合、市町村（又は連絡協議会）はガイドラインに則った判断を行い、実際の斡旋の結果等を公表する仕組みを設ける。</p> <p>○ 保育所入所について保育所が説明責任を果たしていくためには、より具体的、個別明確なガイドラインを示していくことになる、横浜市、札幌市が設けている詳細な入所基準にだんだん近づいていく。</p> <p>◆ 一方、供給が需要を上回っている場合は、受入れ体制が限られている場合（休日・早朝・夜間就労等）や、兄弟姉妹が同時に利用を希望している場合等を除き、原則として、保育所等の受入れ決定（選考）においては、「何らかの順位付け」を設けないことで良いか。</p> <p>○ 地域全体では超過供給であっても、個別に対して優先順位のガイドラインのようなものが必要ないと言ってよいのかどうかは、やや疑問が残る。保育所側にどれくらい自由度があるかということにかかわる。</p>
--	---

4 利用保障の範囲について

項目	論点及び意見
○ 3歳未満の子どもの場合	<p>◆ 1日当たりの標準的な利用保障の範囲としては、「長時間」（例えば11時間程度）と「短時間」（例えば6時間程度）とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。</p> <p>利用者は認定を受けた標準的な利用保障の範囲内で、多様なサービスメニューの中から現実に必要な量のサービスを利用することとなる。</p>

- 例えば「定型保育」「非定型保育」「随時型保育」という三つくらいの分類でよいのではないか。
 - 保育の必要量については、就労時間のみで保育時間を判断するのではなく、利用者の希望も考慮しつつ、子どもの生活の連続性への配慮が必要。
 - 6時間程度以内の保育は一時保育で対応している現状があり、別の区分を設けなくても一時保育の拡充で随分可能になる部分がある。
 - 短時間の利用が並列的に取り扱われるようになると、職員の安定、継続した雇用が非常に困難になる可能性。
 - 0歳児であろうと1歳児であろうと、子どもたちにとって基本的な生活習慣の確立や生活リズムを構築していく意味でも、午前中を中心としたコアな活動部分を外して保護者の希望だけが優先されて時間がずれていくことは、子どもの発達にとって避けなければならない。
 - 今般、改正育児介護休業法で、3歳未満の子どもを持っている社員に対する短時間勤務制度が導入されることとなったので、設定時間プラス通勤時間を前提とした短時間設定を考えていくことが必要。
 - 開所日数・開所時間については、週6日・1日11時間を基本とすべき。
 - 新体系の仕組みの構築に当たっては、基本的な事業としての保育（保育に欠ける児童に対する新保育所保育指針に基づく保育）と、その他の一時預かり等の子育て支援サービス（働き方等必要に応じて区分内を細分化）との別立ての制度体系とし、必要な保育やサービスの提供が受けられる仕組みが適当。
 - 3歳未満児の短時間の区分設定については、新たな区分を設けるのではなく、一時保育や特定保育を更に充実させることが必要。
 - 3歳未満の子どもたちは特定の保育者と愛着形成を経て保育を受けているわけで、6時間は若干短く、大体7時間から8時間は必要。また、保護者にとって「短時間」と言われたときにより感じはしないのではないか。「長時間」と「短時間」の表現を変えるべき。
 - 3歳未満の子どもへの保育者への愛着形成に6時間が本当に短いかどうか、もう少し議論があろう。
- ◆ 当該区分の認定は、保護者の働き方等を踏まえながら行うことが適当であるが、その際、できる限り利用者の希望が尊重されることが適当。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の就労量だけをもとに必要量をきめるのではなく、市町村が子どもの育ちに必要な保育の質と量を判断する必要。主体である子どもにとっての保育の必要性や、保護者の心身の状態、生活上の課題、就労等の条件から総合的に判断する仕組みが必要。 ○ 就労時間については変形労働時間制やフレックスタイム制をとっている利用者にも配慮することが求められる。 ○ 給付上限量の設定は、子どもの生活や友達関係など子どもの視点をも十分に考慮すべき。 ◆ 「長時間」か「短時間」かによって、公的な保障額も異なるとともに、利用者負担の額も異なることとなる。 ◆ 標準的な利用保障の範囲（第1次報告での「保障上限量」）を超えて保育サービスを利用する場合の支援について、公的な保障の仕方（利用者が負担すべき範囲・程度）は、標準的な保障の範囲の場合とは区別して考えることが適当。 ◆ 1週間当たりの標準的な利用保障の範囲としては、例えば、「週3日（又は週4日）以上」と「週2日（又は週3日）以内」とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳以上の子どもの場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3歳以上の子どもについては、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有すること、幼稚園と共通した幼児教育としての性格を有すること、子どもの大半は認可保育所か幼稚園に毎日通っている現状を勘案すると、例えば、「週3日（又は週4日）以上」と「週2日（又は週3日）以内」のような、1週間当たりの標準的な利用保障の範囲の区分を設けないことが適当ではないか。 ◆ 1日当たりの標準的な利用保障の範囲については、保護者が勤務する時間帯によって、子どもの生活の連続性等に配慮された適切な保育が確保されなくならないよう、配慮が必要ではないか。 ○ 就学していく子どもにとって、乳幼児期の生活のリズムが非常に重要。3歳以上児については連続性を大切にして、時間帯を長く取って、その中で個別の対応をしていくのが良いのではないか。 ○ 3歳未満の子どもの場合は、親との生活、かかわりを見て弾力的に考えることが必要。ただし、3歳以上の子どもにとっては、就学前教育、集団のプログラムに皆で参加する意味も込めて、より午前中の保育にきちんと参加させると

いう区分けがあってもよい。

5 その他の受入れ決定（選考）における論点について

項目	論点及び意見
○ 弟妹の育児休業取得に際しての兄姉の取扱い	<ul style="list-style-type: none">◆ 兄姉が3歳以上の場合、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有することを勘案すると、引き続き同じ保育所等の利用ができるようにすべきではないか（兄姉が3歳未満の場合は、すべての子育て家庭に保障される一時預かりの利用も考えられる。）○ 育児休業中の保育所利用を1歳6か月まで認めている市町村もかなりある。（弟妹の育児休業期間中の兄姉は）「保育に欠けないのだから」というのではなく、継続利用が認められるようにすべき。◆ 弟妹の育児休業期間中に兄姉が一旦保育所等を利用しなくなったとしても、弟妹の育児休業期間終了後、兄弟姉妹が当該保育所等を再利用することを希望する場合、保育所等が優先して受け入れることは、公正な受入れ決定（選考）と言えるのではないか。
○ 障害児について	<ul style="list-style-type: none">◆ 就学前の障害児支援については、「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」（平成20年12月16日）において、指摘が行われている。○ ノーマライゼーションの視点から、保護者が就労していない障害を持った子どもたちであったとしても、可能な限り健常な子どもたちと一緒に受け入れられる体制を整えていくことが大事。○ 例えば児童デイサービスなどの障害関係のサービスが全くない地区などでは、保護者が就労していなくても、障害をもった子どもたちの利益という点から、保障していくことが大事。○ 障害児については（受入れ保育所等に対する）財政支援をつくりながら義務にする。義務といっても（保育所等が）断った場合はペナルティを伴うような厳しいものであってもよい。○ 障害児については、財政的な支援とセットで議論していかなければならない。○ 障害児については、集団生活の保障を基本とし具体的には「保育施設、障害児施設等」について個別のケースによっ